

“反面教師”としての国労 1047名闘争の終焉！

2011年10月15日

資料室報 NO 100号

反面教師とは、良く耳にする言葉であるがこれは「第二次大戦後に中国から来た言葉で意味は見習い学ぶべきものとして、悪い手本・見本となる事柄や人物を言う」との意味である（広辞苑）

別に中国の古いことわざではなく、大戦後に中国から伝わったというのであるから意外に新しい言葉でもある。

さて私たちは、国労が24年間も闘ったいわゆる1047名の雇用を守る闘いは、本年夏に開催された大会（※一1）において「…JR不採用問題は24年間の時を経て、ここに終結に至った事を確認する」という本部方針を満場一致で可決したのであるから、正に闘争の閉幕であり終焉であることを知っている。

私たちは、この闘いの終焉や、そこに至る過程から謙虚に学ぶ必要がある。すなわち反面教師として、あるいは他山の石（※一2）としてである。出来るならば国労の1047名問題を自らの課題として見るという態度がいま必要なのである。

ときあたかもヨーロッパやアメリカにおいて若者達が、深刻な雇用問題について怒りを露わにしていること。同時に99% v s 1%と表現される著しいまでの貧富の差を生み出している社会（国）に対して激しい怒りがいま、燎原の火のように世界に拡がりつつある。

この若者達の闘いは、必ず我が日本やEU諸国の労働者達に強力なインパクトとなるに違いないし、かつそのような普遍性を持っているのである。

かかるような大きな視点からも、国労の1047名雇用闘争の終焉から私たちは学び返すことが今必要なのではあるまいか。

終焉した雇用闘争

さて、周知のように先の大会で国労は「政治解決」によって闘争の終結を確認したのであった。

昨年（※

一3）に基づく、いわゆる政治解決によって、主には金銭的解決をはかり、残されていたメインの課題JRへの再採用「200名程度をJR北海道や九州で再採用する」ことについて、与党である民

主党などを介して、J Rに働きかけたのであった。

しかしJ R各社は今年の6月13日、7社連名で「すでに解決済みであり、採用の余地はない」と拒否したのであった。

ここにいたり国労本部は、主要な課題である「J Rへの再雇用」については断念^{だんねん}して、7月に開催した大会で24年間の闘い^{しゅうげつ}を終結するに至ったのである。

政治的解決や、四党合意については、国労内部に於いて猛烈に抵抗した反対派も、最終場面では鳴りをひそめて、大会議事のさしたる混乱もなく、かくして24年間の闘いは「雇用」については解決されることなく、金銭的解決をもって終了したのである。

ところで、この事態に対応したJ R連合の「J R九州労組」大会についてあえて触れておかななくてはならない。

猛暑の今年の夏、鹿児島で開催されたJ R九州労組第20回大会がそれである。(7月6～7日)

この大会で「勇退」した船津委員長の挨拶がとても面白いのである。

船津委員長は最近の国労の動向について、次のように述べたのであった。「…利用するだけ利用したら手のひらを返すような国労」とまず憤慨^{ふんがい}して「国労ですが、いい加減な組織だと言わざるを得ません。J R不採用問題の解決に、私

を含めJ R連合を利用するだけ利用して、金銭での政治決着が図られた途端^{とたん}、J R内労働運動の再構築(※一4)は放棄して『自らが職場の中心になる』と、組織の拡大を訴えている」

つまり国労は「国労の再興^{さいこう}や組織の拡大」を主張していると非難しているのである。

それだけではない。更に船津委員長は「…だまされた私も悪いが手のひらを返す国労に憤慨^{ふんがい}している。だから今まで以上に国労対策の強化を！」などと挨拶している始末であった。(旬刊ACCESS、302号、労組大会特集号)

あえて船津委員長の言に触れたのは、いうまでもないがこの間国労は政治的な解決のために盛んにJ R連合に働きかけ、あるいは両者は互^{たがい}いに反J R総連のエールを交換していた事実がある。

すなわちJ R連合からすれば、いまのJ R労働運動について、三局構造(※一5)と規定して、これを打破するために国労と手を結ぶこと、故に国労を取り込んでJ R労働運動の主流になることを追求したのであり、他方国労の側から見れば、1047名問題の政治的解決をはかるためにJ R連合に取り入るという構造である。

だから「だまされた！」と船津がいみじくも言うように、J R連合は三極構造の打破^{だは}=わがJ R総連の破壊のために国労を取り込む

こと、そのために 1047 名問題について「人道上の問題」など見え透いた事を述べつつ国労を利用したまでである。

船津が言う J R 内労働運動の再構築論は、かくして国労に「騙された」ということである。

私たちはこのような構造を暴露するだけではなく、更にこの国労の 1047 名問題について「他山の石」として見ておかななくてはならない。

国労大会の言辞から

さて 1047 名問題の終結を確認した国労大会であるが、冒頭の挨拶において高橋委員長は、およそ次のように述べている。

①「J R 不採用問題は、4 党と政府との合意に基づき残された雇用の実現に努力してきた。」「以降、雇用について 6 月 13 日 J R 各社に要請したが、各社は態度を変えなかった。闘争団とも協議して、苦渋の選択であるが雇用問題についてけじめをつけた。」

②「国鉄改革法の厚い壁に阻まれ、国策遂行過程での不当労働行為との極めて厳しい闘いだった 1047 名問題の最終解決に導いた原動力は、国労が組織として最後まであきらめず取り組んだこと、各級機関関係者のたゆまぬ努力とともに解雇された仲間・家族を物心両面から支えた組合員の存在があったからであり、末代まで語り継がれ

る国労の財産・誇りと確信する。
③「国労は新しい出発点に立った。1047 名問題の終結により、今後の国労の運動と組織が分散や縮小することなく未来に向かって堅実に歩まなくてはならない。

今後の課題は第一に、組織の拡大・強化。私たちは組織の団結と共に、一定の数がなければあらゆる闘いは後退を余儀なくされることを学んで来た。全組合員の智慧と力を結集して組織の展望を作り上げよう。」

さらに④として「新たな局面を迎え、時代の要請としてわが国最大のナショナルセンターである連合への加盟を真剣に論議し、今後どのようにしていくか決断と実践に移す時が来ている。」などと国労の課題と今後について述べていたのであった。

さて、船津が思わず「ダメサレタ！」と憤慨するのも、むべなるかなである。

高橋委員長は、組織の拡大を述べつつ同時に、連合加盟などのアドバルーンを上げるなど政治的な振る舞いは相変わらずである。しかし連合加盟などと良く言及できるものである。

集約への時系

では他山の石とするために「石」である 1047 名問題について、簡潔に時系列的にとらえておこう。

24 年間の長い闘いには節々が

ある。この節について見ておこう。
言うまでもなく、この闘争の発端は**90年3月31日**をもって、当時の国鉄精算事業団こくてつせいさんじぎょうだんから1047名（うち国労組合員は962名）が解雇される事態から始まる。

当時、発足したJRに採用されず国鉄精算事業団に配属されたのは1047人ではなく約7630人であった。

この7630人については3年間の雇用対策が実施され、国労組合員を含めて約4300人が再就職や希望退職をしている。またこの間にJR各社（本州三社・JR貨物）が数回に渡って計2300人を採用しているのである。

であるから7630－（4300＋2300）＝1047人というわけである。

これに対して国労などは、**93～96年**にかけて不採用は「組合差別」であるとして地労委、中労委に対して救済を申し立て、地労委や中労委は一部については「救済命令」を出している。

具体的にはJR東、東海、貨物の三社に9人の採用を命じたり、JR北海道、九州、貨物、西日本の4社に942人について再選考を行い、合格者はJR発足にさかのぼって採用することなどを命じたのであった。

これに対してJR各社は東京地裁などに対して「救済命令の取り消し」を求め行政訴訟ぎょうせいそしやうを起こしている。

98・5・28、この訴えに対して東京地裁は「国鉄改革法は採用者の具体的な選定を国鉄が行うことを定めており、人選に関して不当労働行為があったとしても、JR各社が責任を負うべきものではない」として、救済命令の取り消しを命じたのであった。

これに対して国労は直ちに控訴したことは言うまでもない。

ところでこの**5・28判決**を契機けいの一つの傾向が生じてくる。

すなわち、判決は不当であるが、JRには法的責任がない、とされたが不当労働行為があった事を認定しているのであり、これが「政治的な解決」を求める糸口とされるのであった

つまり「法的には責任はないが、道義的な責任はあろう」それに見合う救済というわけである。

かくして**99年3月**、国労は第64回臨時大会において「改革法を認め、訴訟についても取り下げる」方針を決定しているのである。

ところで13年も前に国会で成立した改革法によって国鉄からJRになるのだが、この法を一労組がわざわざ、いまさらのように「認める」などと大会で決めているのである。

しかもこれをマスコミなどは大きく報じていたのであった。

すでに国労などは職場では全く影響力を失っているのにもかかわらず……にである。

しかし国労からすれば政治解決のための布石でもあったのだ。

こうして翌**00年5月**には、いわゆる政治解決が具体化して、いわゆる「4党合意」が図られるのである。

この4党合意には、前提として「国労はJ Rの雇用責任を問わない」と釘を刺されているのだが、当時は自民党内閣の時代で自民、公明、保守の各与党と社民党との間での合意であった。

内容は

- ① 国労はJ Rに法的な責任が無いことを認める。
- ② 与党はJ R各社に雇用の場を確保するよう要請する。
- ③ 社民党は国労に対して、国鉄改革関連の訴訟について取り下げを求める。
- ④ 与党と社民党は和解金について検討する。

という内容が四党合意であった。

しかしこの4党合意について国労は合意をめぐって大混乱に陥ったのであった。

00年7月、8月そして**10月**と3回も臨時大会を重ねたのであるが、四党合意について承認されず、演壇上での乱闘や機動隊が警備するなどの異常な対立のまま3回の大会が休会となって流れてしまったのであった。

翌**01年1月**の定期大会に於いてようやく反対派との話し合いの末四党合意は一応、形式的には承認

されるのであった。

しかし「四党合意」や「改革法を認める」事などに強く反発する部分は、訴訟の取り下げではなく、逆に新たな訴訟を行う挙に出たのである。

他方、四党の側は「合意」について機関決定がなかなか出来ない国労の状況や、合意内容に反する新たな訴訟を見て嫌気がさしたのか**02年12月**、四党合意について破棄してしまうのであった。

こうして**03年12月22日**の最高裁判決となるのである。

言うまでもなくこの判決では、国労の上告は棄却され、改めて「雇用についてJ Rには責任がない」ことが最高裁で確定されてしまうのである。

国労は、四党合意の破棄に追い打ちをかけるような最高裁判決に直面したのであった。

しかしながら**05年1月**には、全動労の不採用問題についての東京高裁判決は、旧国鉄の組合差別について認め全動労組合員・遺族**59人**に対して一人平均**550万円**の賠償を命じたり、更に昇進差別などで争われていた中労委において、国労とJ R東日本の間で和解が成立するなど国労は再び政治解決への環境を整えることになるのであった。

特筆すべき事は内部対立を激しく繰り返していた**1047名**問題をめぐる状況について**06年2月16**

日に 1046 名問題について、国労と各闘争団が一致して解決を目指すことが確認されて 5 団体共闘（※一 6）が一応成立するのである。

1047 名問題について国労や全動労やその他それぞれの闘争団が組織されてこの間対立してきたのであるが、ようやく足並みをそろえることがこの段階で来て初めて整理されたという事である。

そして事態は進む。06・10 月に国労の中心部隊である国労東京は J R 東と 61 件もの案件を争っていたのであるがこれを全部一括和解することを明らかにしたのであった。

こうして政治解決へ国労として努力していることを押し出しつつ、政局が民社党政権に変わったことを機会に再度四党合意（民社、社民、国民新党）と公明による合意が図られるのであった。

この新しい合意内容は以下の通りである。

10・3・18、四党連名で前原国土交通大臣宛に出された「国鉄改革 1047 名問題の政治解決に向けての申し入れ」がそれであり、以下内容は

- ① この間の判決は、解雇を認められたものの、不当労働行為について強く認定している。裁判所も「早期解決を望んでいる」
- ② この 23 年間の当事者・家族の事を思えば、この 1047 名問

題は「人道問題」として早期に解決することが必要。

- ③ 4 者・4 団体（※一 7）から本年 1 月、改めて「路頭に迷わない」政治解決を求める要望書が与党三党に提出された。与党 3 党と公明党は協議し、これまでの経緯に踏まえて以下の具体案により解決するよう政府に要請することで合意した。

記

- 1 和解金 一人平均 2406 万 5 千円
総数 910 所帯（218 億 9900 万円）
- 2 雇用問題 J R への雇用、北海道九州等の各社に 200 名程度の採用を要請。
- 3 政治解決にあたって
四党は人道上不可欠と判断した結論であり、完全実施をもつての政治的解決を強く要請する。

以下 略

と言う内容である。

これ以降は若干の和解金の減額をもって政府も合意内容を実施することとし、本題の雇用問題については、すでに述べたように本年 6 月 13 日、J R 各社から採用は出来ないと最終的な回答がされて 1047 問題は金銭的な解決をもって終焉するのである。

結びとして

このように時系的に国労の雇用闘争を見て改めて感じることは、相変わらず政治的に振る舞う姿だけが「健在」だ、という事である。

一番問題なのは 1047 名の雇用がいつの

間にか政治や人道上の問題とされていること。

私たちは雇用を守るための組織的な力量こそ見なくてはならないのである。

政治解決や人道上の問題ではないのだ。闘う力量（これは単純にストライキ云々の事ではない）この力を1047名の闘いの過程で、いかに養って来たのであろうか？ということこそが労働運動の基本であるはずである。

職場で苦吟するのみならず、その職場をも追われてしまった組合員やその家族を守るためにこそ労働組合は存在しなくてはならないのである。

だから組合員の為にこそ組合組織は必要なのであり、決してこの逆ではない。

と同時に、職場の組合員をどのように大切にしてきたか、という事が今問われるのである。重ねて言うが、組合員の雇用を守ることを人道問題として政治解決を全面化させるような路線を厳しく戒めなくてはならないのだ。

なぜならこの間に、国労自身が述べていたように、国鉄改革は国家的施策であり、国労つぶしであったはずだ。かかるような国として全体重をかけた攻撃に対して、国労はどのように闘おうとしていたのかが重要なのである。

分割・民営反対！とは言いが、具体的にはどのように闘ったのか？が問われるのであるまいか。

当時、実際に「分割民営なんて出来るはずはない」という一部の国鉄官僚や運輸族議員を過信して、国鉄改革について「いまに緩和曲線が入る」などと甘く見ていたのが当時の国労のトップではなかったのか！

一部の官僚や政治家と手を結ぶ事は結構であるが、労働組合としてどのように具体的に闘うのか！ということがより重要であったはずだ。

言うまでもないが国家的施策を貫徹するためには、資本や自民党政府は必ず反対運動を形骸化させることを常套手段としてしている。

それは60年代から、いやそれ以前からも執拗に追求しているのである。その結果が総評の解体であったはずだ。

このような経過から学ぶことなく、しかも「分割・民営」など出来るわけではないとして、分割民営に抵抗する国鉄当局の官僚や政治家の一部と手を携えて分割民営を阻止するなどと豪語していたのが国労本部であったのだ。

政治解決とか人道などと言う前に、これを謙虚に反省することが必要なのである。

国労の1047名問題の終焉に際して、「反面教師」あるいは「他山の石」として学ぶべき事柄について想起するのは、公共事業体であった電通がNTTとなり、次いで我が国鉄も民間会社JRとなった。そして通信事業も同様である。

こうして国の基幹的公共事業体は次々と民営化され、総評の中軸であった公労協の主要組合は分解され、これを基礎としてナショナルセンターの再編が行われ総評が解体されたのであり、日本労働運動は連合、全労連、全労協の三局構造に分断されたのである。

このような状況の元に私たちは現在存在しているのであり、この事実から出発しなくてはならないのである。

一方、私たちは国労の1047名問題の闘争

について「支援だ！闘いだ！」などとよく口にする「左翼的」な人たちが多く知っているし、それは結構な事である。

また「左翼的立場」の人々は、常に団結、とか、闘う、ということを絶対的な価値観とし口にするようである。

だがすべてを「闘い」とか「団結」の中に塗り込めてしまっているだけではないのか？と思うのである。

団結して闘うという事はそれ自体としては至極当然な事である。

だがそれをいくら観念的に述べて何もならないのである。

私たちは同じような事を歴史的に学んだ事がある。かつての「統一と団結」論がそうであった。

確かに闘う「統一と団結」は素晴らしい事である。しかし「統一」と「団結」が闘うためではなく、闘いを回避するために用いられ、空しい想いを重ねて来たことも事実である。

すなわち、労働者にとって「団結」とか「闘う」と言うことは、もつともつと真剣な、生きることをかけた闘いでもあるのだ。

左翼面した者には、都合の良い格好のつく言葉ではあるが、団結とか闘う、ということは口にするだけでは何も産まれないのである。

もし闘いとか団結を主張するなら、もつと本当に労働者の闘いについて考えて見るべきである。労働者の闘いはそんなに見事でもないきれいでない。もつとどろどろとしたものである。

ほとんど多くの場合は退かなくてはならない場面が多いのであり。勝つことなどは希有^{けうゆう}でもある。

だから多くの場合、組合員に苦役^{くえき}を強いる事も少なくはないのだ。闘いや団結というのは口で言うほど簡単ではないのである。

退くことについて目を吊り上げて罵倒^{ばとう}したりする連中は、団結や闘いという言葉が好きである

労働者の闘いは、ときどき勝つことがあるが、ほんの一時期に過ぎない。かれらの闘争の本来の成果はその直接的な成功ではなくて、労働者の団結がますます広がっていくことである。このようなとらえ方を教訓として見るべきであろう。

だからこそ人道的に政治解決した 1047 問題について、「左翼的」な人々は自らの見解を示してもらいたいものである。

私たちはこの 24 年間の長い闘いからしっかりと学ばなくてはならない。(完)

註

※一 1 第 80 回定期大会、2011・7・28～29 伊東市、で開催された。

※一 2 他山の石 自らの人格を磨くために役立つ他のよくない言行や出来事。

※一 3 四党合意 平成 12 年 5 月 30 日に自民・公明・保守の与党三党と社民党の 4 党間で合意された打開策。内容は ①国労が J R に法的責任が無いことを認める ②与党は J R 各社に雇用を確保するよう要請する。③社民党は国労に対して国鉄改革関連の訴訟を取り下げるよう求める ④与党と社民党は和解金について検討する、

という内容である。02年12月に破棄された。

その後10・3・18に再度四党(民主、社民、国民新党)と公明党の四党合意が出された。

※一4 船津の言うJR労働運動の再編論、
JR労働運動が三局構造(JR総連・JR連合・国労)となっていることを打破するために、すなわちJR連合と国労が手を結んでJR総連に対抗すること。

※一5 三局構造 上に同じ

※一6 5団体共闘 JR不採用から20年目にあたる06・2・16日、国労と国労闘争団、鉄建建設公団訴訟原告団、国鉄闘争団、鉄道運輸機構訴訟原告団、全動労争議団・鉄道運輸機構訴訟原告団、動労千葉争議団・鉄道運輸機構訴訟原告団の5団体を言う。

※一7 4者・4団体

4者、国鉄闘争団全国連絡会議、鉄建公団訴訟原告団、鉄道運輸機構訴訟原告団、全動労争議団、鉄道運輸機構訴訟原告団。

4団体 国鉄労働組合、全日本建設交運一般労働組合、国鉄闘争支援中央共闘会議、国鉄闘争に勝利する共闘会議。